

新型コロナウイルス感染症対策（公社）日本ボウリング場協会ガイドライン

令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議より5月7日以降に求められる具体的な対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示されました。

この提言では、業界団体が主体となり、各事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討したうえでガイドラインを作成し、業界ごとにこれを普及・実践していくことを強く求めています。

つきましては、当協会では今回の提言に基づいてガイドラインを作成いたしましたので、全国のボウリング場でこのガイドラインに沿った営業活動を実践していただきたく、強くご協力を要請いたします。

なお、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照いただくようお願いします。

(参考)厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

その他、本ガイドラインに記載されていない事項を含めて、政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、別途、各都道府県が定める行動計画に沿って対応いただくよう併せてお願いします。

※本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、ご注意ください。

●基本的考え方（密閉・密集・密接の三つの密をいずれも避ける）

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じることをお願いいたします。また、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じることをお願いいたします。（オフィス、休憩室等とはもとより車輦内部や共同生活空間等、特に密になりやすい空間の共用を極力避けるか、やむを得ない場合、換気徹底、パーティション設置、マスク常時着用、会話を控える等の工夫。）特に、感染リスクが高まる「5つの場面」（令和2年10月新型コロナウイルス感染症対策分科会）の場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策の実施をお願いいたします。

(1) 他者と共有する設備や手が触れる場所等の高頻度接触部位の除菌・消毒

※消毒方法について、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照。

(2) 場内の換気

※適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間

以上)を徹底する。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。また、換気に加えて、CO2測定装置の設置やHEPAフィルタ式空気清浄機、サーキュレーター等の補助的な活用も検討する。

- (3) こまめな手洗い及び正しいマスク（感染対策の観点から品質の確かなもの、できれば不織布）着用の義務化

※マスクの着用について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」等を参照。

- (4) 人と人との距離（最低1m、出来れば2m）の維持
(5) 大声での会話の自粛
(6) 必要に応じて入場者の制限や誘導
(7) 基本的な健康チェック（検温チェックなど）
(8) 利用者への注意喚起

1. 利用者への注意喚起

【ポイント】施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来場自粛を、HPや掲示で利用者に呼びかけ、実行の徹底を強く求めています。

- ①体調のすぐれないなどのお客様には、入場を自粛していただくよう呼びかける。
- ・風邪の症状のある方。（咳・咽頭痛・くしゃみ・発熱など）
 - ・強い倦怠感や息苦しさのある方。
 - ・嗅覚・味覚に異常を感じる方。
 - ・その他、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触があるもしくは感染可能性の症状がある方。
- ②マスク着用での入店及び、プレイ中のマスク着用を要請する。
- また、マスクをフロントに常備し、マスクを持参していないお客様がいた場合は、フロントでお渡しする。
- ③大声での会話の自粛を呼びかける。
- ④入店時の手の除菌・消毒、検温、また退店時の手洗いについて協力を要請する。プレイ前後、およびトイレ前後の手指消毒は特に重要なので、フロント・張り紙等のお客様に注意を促す。
- ⑤使用後のハウスシューズ及びハウスボールは、スタッフが除菌・消毒してから返却するので、使用レーンに置いたままにしてください。
- ⑥プレイ終了後は、店内が密状態になるのを避けるため、速やかな退店を促す。
- ⑦可能な限りキャッシュレス決済を導入するとともに、ゲーム料金等の支払いの際には、キャッシュレス決済の利用を推奨する。
- ⑧高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重

で徹底した対応を心掛ける。

- ⑨団体で来場されたお客様に対し、お帰りの際に公共交通機関・飲食店等を利用する場合は、密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起する。
- ⑩万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を必要とみなされる期間（3週間以上（※））、適正に管理することも検討する。
※感染からその発覚までに約2週間を要するため、それ以降発症した人に対してクラスター対策を行うことがある等の観点から、3週間以上のできる限り長い期間の保管が望ましい。
- ⑪厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システム、来場者のQRコード読取システムの利用登録を呼びかける。また、アプリQRコードを、入り口・掲示板・フロント等に掲示する。接触確認アプリ（COCOA）は、有効に機能させるため、「電源をonにしたうえでBluetoothを有効にする」ことを掲示等により推奨する。

2. 場内の衛生確保、感染対策

【ポイント】お客様が他者と共有する設備や手が触れる場所を確認し、その設備と場所のアルコール（濃度60%以上）や次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度0.1%~0.5%）による除菌・消毒、場内の清掃を徹底します。

また、クラスターを作らないために、密閉・密集・密接を避けた運営を行います。

1) 場内全般

- ①こまめな手洗いを励行するとともに、可能な限り入り口の手指除菌・消毒剤の設置及び消毒を行い、出来れば各レーンに除菌・消毒剤を設置する。
- ②地域住民への騒音にも配慮しながら、出入り口のドア、自動ドア、窓を可能な限り開放し、良好な換気の状態を確保する。
- ③ハウスボール・ハウスシューズ・ボウラーズベンチ・スコアテーブル・スコアパネル・ボールリターン（リセットボタン・ハンドドライヤー吹出し口等）・エレベーターボタン・ドアノブ・自動販売機ボタンなど、共有設備や高頻度接触部位の除菌・消毒を徹底する。また、巡回清掃の実施及び実施済み管理簿を設置する。
※ハウスボールについては、特に指穴の除菌・消毒を徹底すること。
- ④バックヤード、ロッカールームについても、出来る限り良好な換気の状態を確保するよう努め、共有設備や高頻度接触部位の除菌・消毒を徹底する。
- ⑤ボール拭きタオルは、お客様ごとに清潔なものを人数分渡すなど、共有をなくすための方法を各ボウリング場で工夫する。
- ⑥待ち時間の混雑を避けるため予約を推奨する。
- ⑦お客様をレーンにご案内する際は、各ボウリング場のボウラーズベンチやコンコースの広さから1レーン内の人数及び、人数によっては使用するレーン数を考慮し、三密を避けるよう

各ボウリング場で十分に配慮をする。また利用者への指導を徹底する。

- ⑧フロントでの飛沫感染を防止するため、ビニールシート・アクリル板などを設置し接客にあたる。
- ⑨長時間（5分以上）の対面接客や、レッスン・スクール勧誘等は自粛する。
- ⑩アプローチ上ではお客様とスタッフの会話は行わず、2メートル以上の距離をとる。
- ⑪ユニフォームや衣類、ウエス等はこまめに洗濯をする。

2) トイレ

（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ①便器内は、通常の清掃で良い。
- ②不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ペーパータオルを設置する。
- ⑤ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。

- ⑥トイレ内もできる限りの換気に努める。

3) 待合・休憩スペース、喫煙室

（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ①一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする。
また、ソーシャルディスタンスの確保（最低1m、出来れば2m）に努める。
- ②待合・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ④従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

4) 飲食スペース

飲食スペースを併設している場合は、下記のとおり対応する。

- ①テーブルやいす等を減らし、ソーシャルディスタンス（最低1m、出来れば2m）の確保やパーテーション（アクリル板）の設置に努める。
- ②席の配置を対面から横並びに変更する。
- ③常時換気することに努める。
- ④定期的に、テーブルやいす等の手の触れる箇所を消毒。

※お客様や飲食店舗経営者等に飲食スペースを使用させる場合は、上記対策のほか、適宜以下のガイドラインも参照すること。

「外食業の事業継続のためのガイドライン」 <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

5) ゴミの廃棄

- ①鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ②ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

6) 清掃・消毒

- ①市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。
- ②手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

3. スタッフの健康管理

【ポイント】ボウリング場のスタッフは、お客様と対面するという危機感を常に持っています。スタッフ一人一人の体調管理を心掛けます。

- ①スタッフ全員に出勤前の検温を義務付けし、発熱した者に対し出勤停止の徹底を促す。
- ②「1. 利用者への注意喚起」の「①体調のすぐれないお客様には、入場を自粛していただくよう呼びかける。」にある項目に該当する場合は、出勤停止の徹底を促す。
- ③業務中は、マスクの着用を徹底する。(場合によって手袋を着用)
- ④手洗いを徹底する。その際、可能な限り、手指の除菌・消毒についても励行する。
- ⑤スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。
- ⑥普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ⑦出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用した検査を検討する。
- ⑧抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ⑨抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ・連携医療機関を定めること
 - ・検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ・国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
- ⑩これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

- ⑪7 また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

4. 感染者が発生した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

【ポイント】感染拡大の恐れがあるため速やかに閉店し、保健所と対応にあたる。

- ①まず、即時に保健所へ報告する。（求められる情報の速やかな開示）
- ②保健所の指示に従ったうえで早い段階で休業を決定し、関係者への周知を徹底する。
- ③関連者リストを求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や手順を事前に具体化しておく。

5. リーグ・トーナメント・ボウリングスクールの運営

【ポイント】リーグ・トーナメントの実施・スクール受講者への指導を行う場合、一定の距離（最低1m、出来れば2m）を保ち、お互いマスク着用、毎日健康チェックを行いながら運営をおこなう。

また、リーグ、トーナメント、ボウリングスクール等、イベント色の強いものへの参加を呼び掛ける場合は、ガイドライン遵守の旨を公表する。

- ①リーグ・トーナメントを実施する場合は、参加者同士が密にならないよう距離を極力とるよう指示をし、大声での会話、握手・ハンドタッチ等は自粛するよう要請する。
- ②スクール受講者との距離を保ったレッスンを行ない、極力触れないようにする。
- ③インストラクターはマスクを着用、実施前は検温をし、ソーシャルディスタンス（最低1m、出来れば2m）を心がける。
- ④大声でのレッスンを控える。
- ⑤受講者に対しても、観戦中やレッスン中の歓声を控え、拍手に置き換えるよう指導する。
- ⑥スクール受講者同士が密にならないよう指導する。
- ⑦レッスン終了後、インストラクターはボウラーズベンチ、スコアテーブル、スコアパネル、ハウスシューズ・ハウスボール（使用した場合）を除菌・消毒する。
- ⑧リーグ・トーナメント参加者、スクール受講者にもマスク着用を義務化し、「1. 利用者への注意喚起」の「①体調のすぐれないお客様には、入場を自粛していただくよう呼びかける。」にある項目に該当する場合は参加を断る。
- ⑨インストラクターの健康チェックリストの強化を図る。
- ⑩リーグ・トーナメント等で受講者がスクールバス等で移動する場合には、車内での対人距離確保、正しいマスクの着用、換気、会話の自粛、消毒等感染防止策を徹底する。

最後に、

現況のような状況下ではありますが、休業による経営状況の悪化の回避は、会員ボウリング場共通の願いであることは言うまでもありません。

ボウリング場は決して密閉空間ではなく、レーン面積も含めると、小人数で広空間を必要とするスポーツです。

そしてボウリングは誰でも手軽に楽しみながら無理せず出来る全身運動で、ストレス解消にも最適です。有酸素運動であるボウリングは心臓や肺の機能を高め、組織・細胞に酸素を送り込むことによって免疫力を高める効果もあります。

国民の健康のために、(公社)日本ボウリング場協会会員の皆様には、どうか万全の体制の運営を心掛けていただきますよう、切にお願い申し上げます。

制作 2020年5月21日

(改訂 2020年10月16日)

(改訂 2021年11月26日)

公益社団法人日本ボウリング場協会